

**第4章 ごみ処理の現状**

1. ごみ処理体制

(1) 分別区分

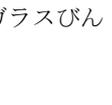
本町におけるごみの分別区分は以下に示すとおりです。

表4-1 (1) 分別区分 (令和2年度)

ごみの種類		内 容
収集所で回収	可燃物	<p>◆燃えるごみ (町指定のごみ袋 (大中小3種類) を使用)</p> <p>生ごみ (※生ごみ処理器の補助金制度有ります)</p> <p>紙おむつ、乾燥剤、貝殻、靴、カバン (布製・革製)、たばこの吸い殻、食用油 (新聞や固化剤で固化して)、茶殻、ぬいぐるみ</p> <p>◆木くず・草等 (50cm 以下に切断)</p> <p>※切断しなくても「揖斐森林組合」に出せます (有料)</p> <p>◆布団・じゅうたん類 (50cm 以下に切断) など</p> <p>※切断しなくても「南部クリーンセンター」に出せます (有料)</p>
	その他可燃物	<p>◆プラスチック・ビニール系の燃えるごみ</p> <p>靴 (長靴、スキー靴等)、CD、DVD、ビデオテープ、プラスチック製ハンガー、T字カミソリ (刃は「金属類」へ)、ビニールシート・ビニールホース・お風呂カバー (50cm 以下に切断)、ライター (使い切って割り、プラスチック部分以外は「その他不燃物」へ)、ゴム製品 (ゴム手袋、ゴム長靴、輪ゴム)、洗面器、ボール (空気を抜く)、ポリバケツ、プラスチック製おもちゃ、保冷剤、汚れているプラ容器、プラマークが付いていないプラスチック製品、</p> <p>◆小型家電 (50 cm以下)</p> <p>カメラ、アイロン、延長コード、炊飯ジャー、体重計、体脂肪計、電気ひげ剃り、ドライヤー、ビデオデッキ、DVD プレイヤー、ポット、電話機、トースター、時計など</p>
	その他不燃物	<p>◆その他のガラスや陶磁器など</p> <p>茶碗、陶磁器、植木鉢、鏡、板ガラス、ガラスの皿、ガラスのコップ、アルミはく、ライター (使い切って割り、プラスチック部分は「その他不燃物」へ)、使い捨てカイロ (袋に入ったままで可)、薬品のびん (中身を使い切る)、耐熱ガラス</p> <p>※蛍光灯・電球など (「その他不燃物」とは別のカゴに入れてください)</p> <p>蛍光灯 (LED 可)、電球 (LED 可)、水銀体温計</p> <p>※乾電池等は「リサイクルセンター」「各地区公民館等」の回収ボックスへ</p>

資料：池田町ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方

表4-1(2) 分別区分（令和2年度）

ごみの種類		内 容
リサイクル資源	金属類 	<p>◆金属製の小型ごみ</p> <p>傘の骨（ビニール部分は「その他可燃物」へ）、スプレー缶（爆発のおそれあり。屋外で使い切った後、缶切り等で穴をあける）、カッターの刃・かみそりの刃・包丁・ミシンの針（箱に「危険」と書く）、カセットコンロ（小型、大型のものは「南部リサイクルセンター（有料）」へ）、魔法瓶（金属製のもの。中がびんのものは「その他不燃物」へ）、金属製かみそり（刃をはずして、箱に「危険」と書く）、金属性キャップ・金属製トタン・金属製物干し竿（50 cm以下に折り曲げる）、鍋、やかん、フライパン、ペンキ缶、針金（50 cm以下に切断）、金属製ハンガー、菓子・缶詰の缶など</p> <p>◆飲用缶（リサイクルセンターへ出せます）</p> <p>ビール缶、ジュース缶など</p>
	プラマーク 	<p>◆プラスチック製容器包装（プラマークが付いていてきれいなものだけ）</p> <p>白色発泡スチロール、トレイ（白、柄付き）、レジ袋、ネット類（果物や野菜などのネット）、プラスチック製の容器（カップ麺、シャンプー、洗剤、ソース、玉子パック、プリン、弁当などの容器）、プラスチック製のキャップ（ペットボトル、びんなどのキャップ）、プラスチック製の包装（菓子、パン、冷凍食品などの包装）、気泡緩衝材、ペットボトルのラベル</p> <p>※汚れが落ちていないものは「その他可燃物」へ</p> <p>※「プラ」と「トレイ・発泡スチロール」は分けて出すこと</p>
	ガラスびん 	<p>◆飲食用のびん</p> <p>栄養ドリンクのびん、コーヒーびん、ジャムびん、ジュースびん、海苔びん、化粧品のびんなど</p> <p>※無色透明・茶色・その他の三色に分別</p> <p>※必ず水洗いをして、キャップを取って出すこと</p> <p>※割れたびん・薬品のびんは「その他不燃物」へ</p>
ペットボトル 	<p>◆ペットボトル</p> <p>（スーパー店頭へも出せます）</p> <p>※必ず水洗いをして、切ったりつぶしたりせず、原型のまま出すこと</p> <p>※キャップとラベルは必ず取って出すこと</p> <p>※分離の難しい中栓、しょうゆボトルの取手などは無理に取る必要なし</p>	

資料：池田町ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方

表4-1 (3) 分別区分 (令和2年度)

ごみの種類		内 容
リサイクル資源	古紙類・ 繊維類   	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新聞、広告チラシ</li> <li>◆シュレッター屑 (紙製のシュレッター屑のみ)</li> <li>◆段ボール 段ボールリサイクルマークのついたボール紙</li> <li>◆雑誌類 (新聞以外の紙類はほとんどOK) 紙袋、教科書、辞書、古封筒、紙箱 (お菓子、おもちゃ、ティッシュなど)、台紙類 (3個組プリン、ヨーグルト、ワイシャツ、洋服などの台紙類)、カタログ、パンフレット、雑誌類、単行本、漫画本、割り箸の紙袋、カレンダー、ハガキ、便せん、包装紙、ダイレクトメール</li> <li>◆繊維類 (綿の入っていないもののみ) 衣類等 (靴下、コーデュロイ地衣料、ジーンズ、ジャージ、下着類、ズボン、ネクタイ、パジャマ、浴衣など)、古布類 (タオル、ハンカチ、バスタオル、ふきんなど)、毛布、布団カバー (布団の中綿は「可燃物」へ)、カーテンなど ※ボタンやチャックは付いたままで結構です ※汚れているものは「可燃物」へ ※すり切れ、穴の空いたものは「可燃物」へ</li> <li>◆飲料用紙パック 牛乳、コーヒー、ジュースなどの紙パック ※洗って底と横を切り開き、乾燥してから出すこと ※アルミ付紙パックは「その他可燃物」へ出すこと</li> </ul>
リサイクルセンター	小型家電	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小型家電リサイクル対象品目 (電池はあらかじめ取り外す、個人情報等消去) 携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン、DVDレコーダー、USBメモリ・カード、ETC車載ユニット、ドライブレコーダー、カーナビ、デジカメ、ビデオカメラ、家庭用ゲーム機、電子辞書、ウォークマンなど</li> </ul>
有料で処分するごみ	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小型家電として出せない大きな家電や家具類など オープン・電子レンジ、ガステーブル、ガスコンロ、家具類 (いす、机、テーブル、戸棚、タンスなど)、暖房器具 (ストーブ、ファンヒーターなど) ラジカセ、コンボ、加湿器、除湿器、扇風機、掃除機、自転車 ※利用者カードを持参 (無い場合は、環境課で交付) ※事業系の粗大ごみは町許可業者へ直接依頼 ※リサイクル法により、家電を分解することは禁止されています</li> </ul>

資料：池田町ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方

表 4-1 (4) 分別区分（令和 2 年度）

ごみの種類		内 容
有料で処分するごみ	粗大ごみ等	<p>◆布団・じゅうたん類</p> <p>布団、じゅうたん、カーペット、ござ、電気カーペット、電気毛布、マットレス、ソファ・ベッド</p> <p>※50 cm以下に切断すれば「可燃物」へも出せます</p> <p>◆瓦礫（ガレキ）類</p> <p>インターロッキング、コンクリート、セメント瓦、ブロック、和瓦、色瓦（陶器瓦）、レンガなど</p> <p>※業者が解体した瓦礫類は搬入できません</p> <p>※種類ごとに分けて搬入すること</p>
	町で処分できないもの	<p>◆専門店・販売店へ問い合わせ</p> <p>オートバイ・原付自転車、車用品（タイヤ、ホイール、バッテリーなど）、ガスボンベ、消火器、ドラム缶</p> <p>◆各パソコンメーカーへ問い合わせ</p> <p>パソコン（デスクトップ型パソコン・モニター）</p> <p>◆町の一般廃棄物収集許可業者や専門店、販売店へ問い合わせ</p> <p>事業活動に伴い発生するごみ（事務所ごみ、断裁屑など）</p> <p>建築廃材（柱、板材、ボード類、畳、建具、サッシなど）</p> <p>◆農協等販売店へ問い合わせ</p> <p>農薬、薬品、シンナーなど、農機具（トラクター、草刈機、マルチシートなど）</p> <p>◆家電 4 品目（家電リサイクル法対象品）</p> <p>エアコン（室外機も含む）、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機も含む）</p>

資料：池田町ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方

(2) ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローは以下に示すとおりです。

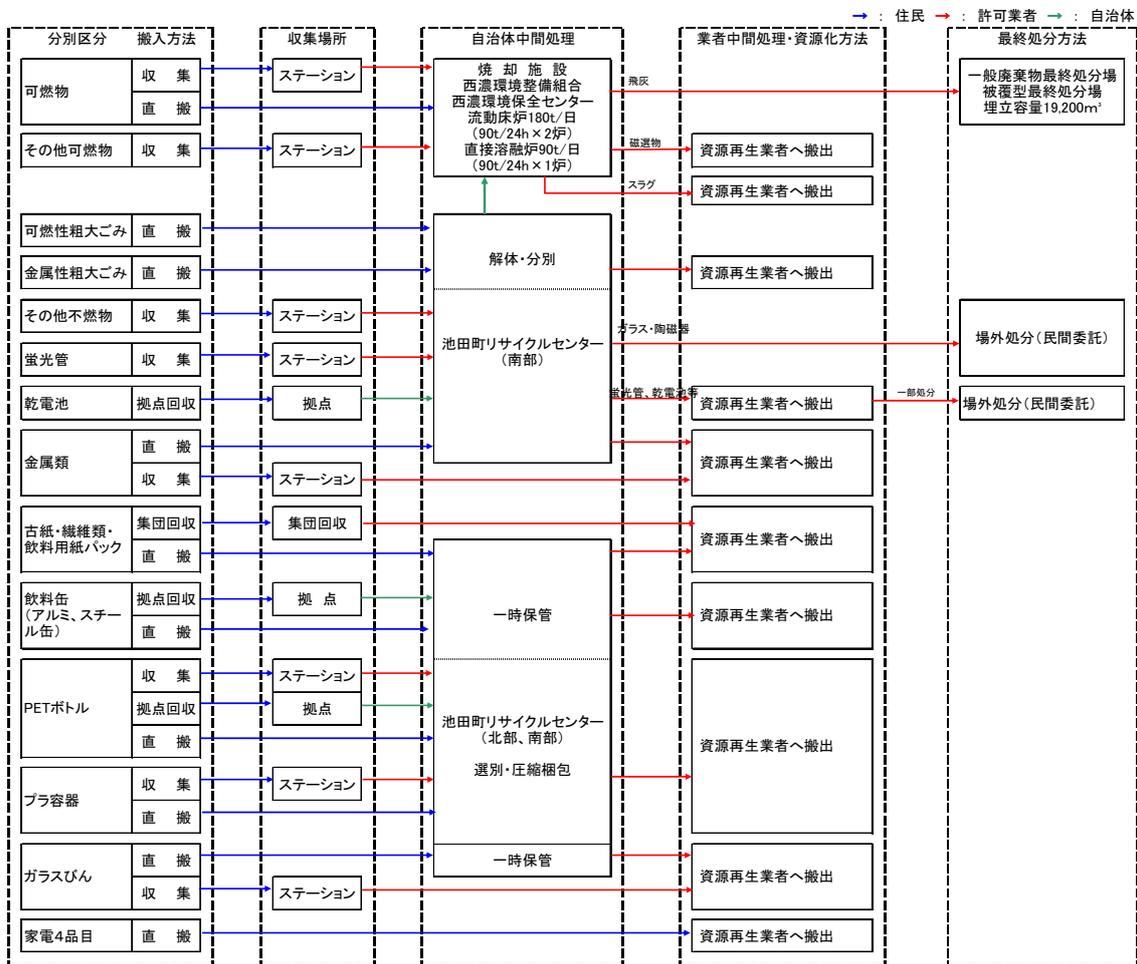


図4-1 池田町のごみ処理フロー (令和2年度)

### (3) 収集・運搬

本町におけるごみの収集・運搬体制は以下に示すとおりです。

表4-2 収集運搬体制（令和2年度）

項目	収集形態	収集方法	収集箇所数	収集頻度	収集車両	収集容器	処理手数料
可燃物	委託	ステーション	192	週2回	4tパッカー車2台	指定袋	指定ごみ袋大 50円/枚 指定ごみ袋中 40円/枚 指定ごみ袋小 30円/枚
その他可燃物	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台	袋(透明、半透明)	無料
その他不燃物	委託	ステーション	186	月1回	2tトラック 2台	コンテナ	無料
廃蛍光灯・電球	委託	ステーション	186	月1回	2tトラック 2台	コンテナ	無料
金属類 (飲料缶含む)	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台 2tトラック 2台	コンテナ	無料
ガラスびん	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台	コンテナ	無料
ペットボトル	委託	ステーション 拠点回収 リサイクルセンター	41 3 2	月1回	2tトラック 1台	網かご	無料
プラマーク	委託	ステーション リサイクルセンター	186	月1回	2tトラック 2台	袋(透明、半透明)	無料
古紙類・繊維類	委託	集団回収 リサイクルセンター	- 2	-	-	-	無料
飲料用紙パック	委託	集団回収 拠点回収 リサイクルセンター	- 2 2	-	-	回収ボックス	無料
廃乾電池	拠点回収	拠点回収 リサイクルセンター	10 2	-	-	回収ボックス	無料
粗大ごみ	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	可燃性粗大ごみ 200円/10kg 金属製粗大ごみ 200円/10kg 金属類混在による処理困難物 2,000円/台
布団・じゅうたん類	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	大サイズ 1,000円/枚(台) 中サイズ 500円/枚(台) 小サイズ 200円/枚
瓦礫(ガレキ)類	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	200円/10kg

※ 大サイズ: 布団・じゅうたん・ソファなど

中サイズ: 1人用ソファ・5平方メートルカーペットなど

小サイズ: 座布団・2平方メートルカーペットなど

### (4) 中間処理施設の概要

本町の可燃物は、西濃環境整備組合のごみ処理施設「西濃環境保全センター」において、焼却処理が行われています。

粗大ごみについては、池田町南部リサイクルセンターにて直接搬入が行われ、分別・解体され、可燃物は西濃環境保全センターにて焼却処理され、資源物は資源回収業者にて資源化されています。

資源ごみは、池田町北部リサイクルセンター、池田町南部リサイクルセンター及び業者の中間処理施設へ集められた後、資源化されています。



図4-2 中間処理施設位置図

表 4-3 焼却施設の概要

項 目	内 容
名 称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面 積	敷地面積：25,848.74m <sup>2</sup>
処理能力	270t/日(90t/24h×3 炉)
処理対象物	可燃物
処理方式	流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t/日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	株式会社 荏原製作所、新日本製鐵株式会社
建設年度	竣工：平成 3 年 3 月、平成 15 年 12 月

出典：西濃環境整備組合

表 4-4 池田町北部リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
名 称	池田町北部リサイクルセンター
所在地	揖斐郡池田町沓井 4 4 9-1
面 積	敷地面積：1629.87m <sup>2</sup>
処理能力	300kg/h(PET ボトル減容機)
処理対象物	PET ボトル、プラ容器、飲料缶類、飲料用パック等
処理方式	圧縮梱包
運転管理	直営（池田町）
建築構造	鉄骨造 2 階建て
建設年度	平成 12 年 8 月

出典：池田町

表4-5 池田町南部リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
名 称	池田町南部リサイクルセンター
所在地	揖斐郡池田町片山 390 番地の 1
面 積	敷地面積：4,192.09m <sup>2</sup>
処理能力	300kg/h(PET ボトル減容機)
処理対象物	PET ボトル、プラ容器、粗大ごみ、資源ごみ
処理方式	圧縮梱包、重機破砕
運転管理	直営（池田町）
建築構造	鉄骨造 2 階建て
建設年度	平成 31 年 3 月

出典：池田町

## (5) 最終処分場の概要

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、不燃物は民間業者に処分委託しています。

また、西濃環境保全センターから排出される焼却残渣は、組合が保有している一般廃棄物最終処分場で最終処分しています。

表4-6 最終処分場の概要

項 目	内 容
名 称	一般廃棄物最終処分場
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
形式	被覆型最終処分場（クローズド型）
埋立面積	2,400m <sup>2</sup> （30m×80m）
埋立容量	19,200m <sup>3</sup> （2,400m <sup>2</sup> ×8m）
埋立対象物	焼却飛灰、不燃物
埋立期間	平成 28 年 4 月～令和 13 年 3 月（15 年間）
貯留構造物	S 構造（1 階）＋RC 構造（地下 1 階）
しゃ水工	しゃ水シート
水処理	凝集沈殿＋砂ろ過 （既設焼却炉の水処理設備を利用して炉内噴霧）

出典：西濃環境整備組合

## 2. ごみ処理の実績

### (1) ごみ区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図4-3に示すとおりとします。  
 本計画では、町民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、市民による自家処理（生ごみの減量化など）などについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと集団回収・拠点回収で集められた資源以外の処理・処分が必要な、可燃ごみ、その他の可燃ごみ、ガラス陶磁器等、可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみを「家庭系ごみ」とします。

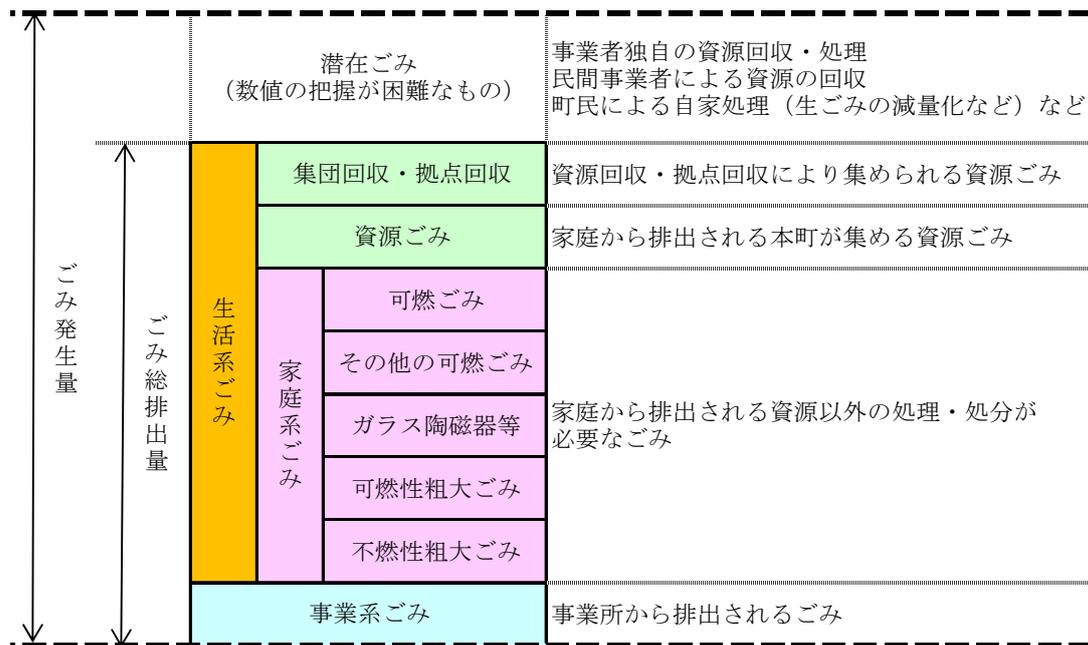


図4-3 ごみ区分の定義

(2) ごみ総排出量の推移

本町における過去10年間のごみ総排出量の推移は、表4-7に示すとおりです。  
 可燃ごみ(生活系)は年々増加していますが、古紙類が著しく減少しているため、  
 ごみ総排出量は年々減少しています。

表4-7 ごみ総排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
処理区域内人口(10/1現在)	人	24,980	24,955	24,885	24,827	24,670	24,361	24,140	23,926	23,742	23,503
ごみ総排出量	t/年	6,633.78	6,556.10	6,382.93	6,326.27	6,115.44	6,093.98	5,979.03	6,008.32	6,061.89	5,899.86
生活系ごみ	t/年	5,378.70	5,307.98	5,291.54	5,315.08	5,170.43	5,092.16	5,035.41	4,945.44	4,967.97	4,624.03
家庭系ごみ	t/年	3,439.61	3,442.96	3,484.69	3,579.55	3,554.63	3,619.99	3,692.13	3,729.45	3,766.55	3,458.45
可燃ごみ(生活系)	t/年	2,901.21	2,934.64	3,005.21	3,075.16	3,074.61	3,131.12	3,222.48	3,234.13	3,204.33	2,979.09
その他の可燃ごみ	t/年	393.28	362.34	343.65	351.66	345.64	353.30	343.33	361.07	355.57	317.63
ガラス陶磁器等	t/年	81.66	78.18	82.09	99.00	83.97	82.71	77.71	74.89	93.75	88.19
可燃性粗大ごみ	t/年	54.10	52.28	39.27	43.28	37.24	34.59	37.19	44.29	96.11	67.07
不燃性粗大ごみ	t/年	9.36	15.52	14.47	10.45	13.17	18.27	11.42	15.07	16.79	6.47
資源ごみ	t/年	1,580.53	1,564.14	1,548.44	1,490.88	1,385.99	1,274.90	1,161.74	1,062.07	1,060.28	1,063.80
金属類	t/年	67.25	66.76	64.37	58.13	53.69	57.45	55.95	59.07	65.19	59.59
スチール	t/年	44.77	44.17	42.28	38.36	36.65	36.12	34.03	33.32	34.51	27.12
ガラ	t/年	22.48	22.59	22.09	19.77	17.04	21.33	21.92	25.75	30.68	32.47
ガラスびん	t/年	200.32	192.24	183.84	180.85	166.78	163.96	158.80	155.90	144.74	135.60
無色透明ガラスびん	t/年	85.88	85.14	81.60	80.66	74.88	74.56	70.90	69.08	65.18	58.60
茶色ガラスびん	t/年	88.84	81.94	77.86	75.54	66.50	64.48	63.84	62.16	56.68	55.26
その他のびん	t/年	25.60	25.16	24.38	24.65	25.40	24.92	24.06	24.66	22.88	21.74
プラスチック製容器包装	t/年	179.66	174.46	165.94	158.74	147.83	154.28	153.56	145.74	161.40	162.75
ペットボトル	t/年	83.69	78.84	74.29	73.82	73.41	81.71	84.69	82.38	87.38	85.90
プラ製容器包装	t/年	95.97	95.62	91.65	84.92	74.42	72.57	68.87	63.36	74.02	76.85
がれき類	t/年	21.75	15.95	16.22	9.42	11.40	9.04	12.78	7.94	21.66	26.02
金属製粗大ごみ	t/年	56.21	61.15	47.24	70.21	73.36	58.72	46.00	46.80	57.16	68.44
飲用缶(リサイクルセンター)	t/年	18.30	18.39	24.92	28.21	22.35	22.92	22.94	17.35	16.56	16.14
アルミ缶	t/年	8.28	6.71	9.94	11.08	10.36	10.62	8.71	8.32	6.98	7.93
スチール缶	t/年	10.02	11.68	14.98	17.13	11.99	12.30	14.23	9.03	9.58	8.21
古紙類(リサイクルセンター)	t/年	880.81	864.37	869.64	820.50	756.30	670.76	592.38	515.98	492.19	488.85
新聞・チラシ	t/年	348.21	336.69	333.04	309.11	275.29	245.20	215.54	182.80	169.53	162.75
段ボール	t/年	215.35	224.85	221.50	218.50	204.82	184.22	159.35	112.40	110.41	112.93
雑誌類	t/年	317.25	302.83	315.10	292.89	276.19	241.34	217.49	220.78	212.25	213.17
繊維類	t/年	131.76	144.95	144.54	138.68	125.35	109.14	93.05	85.22	80.77	80.19
布団・じゅうたん類	t/年	7.18	6.91	10.71	4.26	7.14	10.78	8.54	8.25	8.50	13.55
飲料用紙パック	t/年	5.93	6.66	7.27	6.86	6.37	6.05	5.63	5.29	5.22	6.02
白色発泡スチロール類	t/年	8.03	9.85	10.56	12.19	13.08	9.94	10.30	12.53	4.97	4.88
廃蛍光灯・電球等	t/年	3.33	2.45	3.19	2.82	2.35	1.87	1.81	1.95	1.92	1.77
拠点回収	t/年	69.85	58.20	57.64	48.35	38.88	33.44	26.00	22.65	21.16	7.06
廃乾電池	t/年	4.96	7.79	8.79	7.76	5.79	6.47	8.24	7.23	7.46	7.06
古紙類(持ち寄り回収)	t/年	64.89	50.41	48.85	40.59	33.09	26.97	17.76	15.42	13.70	0.00
新聞・チラシ	t/年	34.40	26.03	25.01	19.97	15.80	12.30	7.77	7.52	6.33	-
段ボール	t/年	10.99	9.90	10.42	9.21	7.64	7.38	4.30	3.49	3.19	-
雑誌類	t/年	19.51	14.48	13.42	11.41	9.65	7.29	5.69	4.41	4.18	-
集団回収	t/年	288.71	242.68	200.78	196.31	190.93	163.84	155.54	131.27	119.99	94.72
古紙	t/年	271.51	227.90	187.64	185.81	180.03	154.70	146.98	124.27	113.93	88.93
新聞・チラシ	t/年	153.61	127.74	106.99	106.25	101.64	90.67	86.70	71.50	59.71	48.05
段ボール	t/年	39.71	36.61	28.75	29.69	28.30	24.52	23.84	21.56	18.50	15.19
雑誌類	t/年	78.20	63.56	51.91	49.88	50.10	39.51	36.45	31.21	35.72	25.69
繊維類	t/年	17.20	14.78	13.14	10.50	10.90	9.14	8.56	7.01	6.06	5.80
事業系ごみ	t/年	1,255.08	1,248.12	1,091.39	1,011.19	945.01	1,001.82	943.62	1,062.88	1,093.92	1,275.83
可燃ごみ(事業系)	t/年	1,255.08	1,248.12	1,091.39	1,011.19	945.01	1,001.82	943.62	1,062.88	1,093.92	1,275.83

(3) 1人1日あたりごみ総排出量の推移

本町における過去10年間の1人1日あたりごみ総排出量の推移は、表4-8及び図4-4に示すとおりです。

生活系ごみのうち、家庭系ごみ（特に可燃ごみ（生活系））は年々増加していますが、資源ごみ、拠点回収及び集団回収が減少しているため、1人1日あたりごみ総排出量は年々減少しています。

表4-8 1人1日あたりごみ総排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
処理区域内人口(10/1現在)	人	24,980	24,955	24,885	24,827	24,670	24,361	24,140	23,926	23,742	23,503
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	727.57	717.81	702.73	698.12	679.15	679.73	675.63	685.41	697.08	685.04
ごみ総排出量	t/年	6,633.78	6,556.10	6,382.93	6,326.27	6,115.44	6,093.98	5,979.03	6,008.32	6,061.89	5,899.86
生活系ごみ	t/年	5,378.70	5,307.98	5,291.54	5,315.08	5,170.43	5,092.16	5,035.41	4,945.44	4,967.97	4,624.03
家庭系ごみ	t/年	3,439.61	3,442.96	3,484.69	3,579.55	3,554.63	3,619.99	3,692.13	3,729.45	3,766.55	3,458.45
資源ごみ	t/年	1,580.53	1,564.14	1,548.44	1,490.88	1,385.99	1,274.90	1,161.74	1,062.07	1,060.28	1,063.80
拠点回収	t/年	69.85	58.20	57.64	48.35	38.88	33.44	26.00	22.65	21.16	7.06
集団回収	t/年	288.71	242.68	200.78	196.31	190.93	163.84	155.54	131.27	119.99	94.72
事業系ごみ	t/年	1,255.08	1,248.12	1,091.39	1,011.19	945.01	1,001.82	943.62	1,062.88	1,093.92	1,275.83

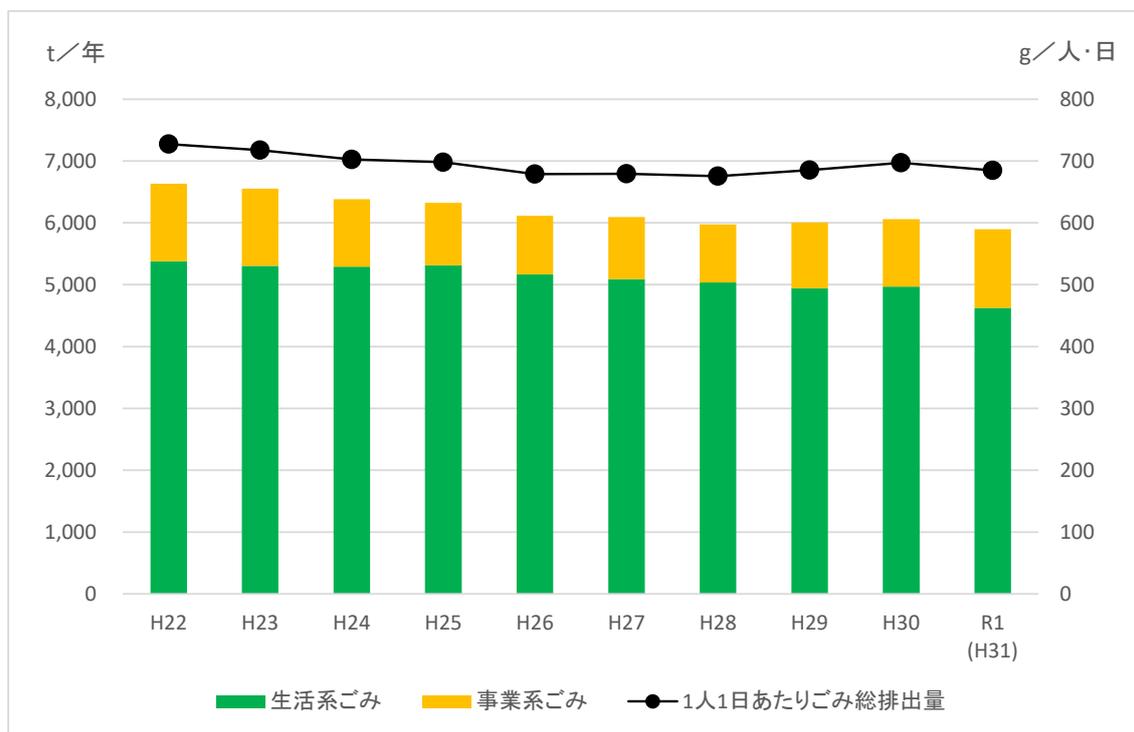


図4-4 1人1日あたりごみ総排出量の推移

### 3. ごみの排出に関する各支援事業

#### (1) 集団回収

本町では、指定ごみ袋による可燃ごみ有料化を実施し、排出抑制のための取り組みを進めてきました。

また、収集前段階における再資源化を促進するため、古紙などを集団で回収する子供会やPTAなどに奨励金（3円/kg）を交付し、回収促進を図ってきました。その結果は表4-9に示すとおりですが、回収量は年々減少しています。

表4-9 集団回収量

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
集団回収	t/年	288.71	242.68	200.78	196.31	190.93	163.84	155.54	131.27	119.99	94.72
古紙	t/年	271.51	227.90	187.64	185.81	180.03	154.70	146.98	124.27	113.93	88.93
新聞・チラシ	t/年	153.61	127.74	106.99	106.25	101.64	90.67	86.70	71.50	59.71	48.05
段ボール	t/年	39.71	36.61	28.75	29.69	28.30	24.52	23.84	21.56	18.50	15.19
雑誌類	t/年	78.20	63.56	51.91	49.88	50.10	39.51	36.45	31.21	35.72	25.69
繊維類	t/年	17.20	14.78	13.14	10.50	10.90	9.14	8.56	7.01	6.06	5.80
実施回数	回/年	47	41	38	44	39	38	37	40	36	34

#### (2) ごみ堆肥化

家庭における生ごみの堆肥化を支援するために、電動生ごみ処理機（購入費の1/3、限度額20,000円）、コンポスト（購入金額の1/2、限度額3,000円）及びびかし容器（購入金額の1/2、限度額3,000円）の補助を実施しています。

#### (3) ごみ出し困難者に対するごみ出し支援

本町では、令和2年度より家庭ごみを自ら収集所まで排出することが困難な方に対し、戸別収集または地域コミュニティなどによるごみ出し支援を行っています。

##### ① 支援を受けることができる方

自ら家庭ごみを収集所まで排出することが困難な方で、親族などの協力を得られず、原則世帯全員が高齢者または障がい者の要件に該当している方が対象です。

##### ② ごみ出し支援の種類

###### ア 戸別収集

自宅玄関先から町の委託業者が木曜または金曜日に戸別収集します。

###### イ 地域の協力者によるごみ出し

地域の方など身近にいる協力者からごみ出し支援を受ける方法で、協力者に支援金（1カ月につき2,000円）を支給します。

#### 4. 資源化量及びリサイクル率の推移

本町における過去10年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表4-10及び図4-5に示すとおりです。

古紙類が著しく減少しているため、資源化量が減少しており、それに伴ってリサイクル率も減少しています。

表4-10 資源化量及びリサイクル率の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
ごみ総排出量	t/年	6,633.78	6,556.10	6,382.93	6,326.27	6,115.44	6,060.55	5,953.03	5,985.67	6,040.73	5,892.80
資源化量	t/年	2,224.52	2,150.06	2,084.58	2,013.37	1,888.75	1,752.47	1,625.17	1,507.54	1,495.92	1,453.24
資源ごみ量	t/年	1,939.09	1,865.02	1,806.85	1,735.53	1,615.80	1,472.17	1,343.28	1,215.99	1,201.42	1,165.58
がれき類	t/年	21.75	15.95	16.22	9.42	11.40	9.04	12.78	7.94	21.66	26.02
金属製粗大ごみ	t/年	56.21	61.15	47.24	70.21	73.36	58.72	46.00	46.80	57.16	68.44
金属類	t/年	67.25	66.76	64.37	58.13	53.69	57.45	55.95	59.07	65.19	59.59
飲用缶	t/年	18.30	18.39	24.92	28.21	22.35	22.92	22.94	17.35	16.56	16.14
ガラスびん	t/年	200.32	192.24	183.84	180.85	166.78	163.96	158.80	155.90	144.74	135.60
ペットボトル	t/年	83.69	78.84	74.29	73.82	73.41	81.71	84.69	82.38	87.38	85.90
プラ製容器包装	t/年	95.97	95.62	91.65	84.92	74.42	72.57	68.87	63.36	74.02	76.85
古紙類	t/年	1,217.21	1,142.68	1,106.13	1,046.90	969.42	852.42	757.12	655.67	619.82	577.78
新聞・チラシ	t/年	536.21	490.46	465.04	435.33	392.73	348.17	310.01	261.82	235.57	210.80
段ボール	t/年	266.05	271.36	260.67	257.40	240.76	216.12	187.49	137.45	132.10	128.12
雑誌類	t/年	414.96	380.87	380.43	354.17	335.93	288.14	259.63	256.40	252.15	238.86
繊維類	t/年	148.96	159.73	157.68	149.18	136.25	118.28	101.61	92.23	86.82	85.99
飲料用紙パック	t/年	5.93	6.66	7.27	6.86	6.37	6.05	5.63	5.29	5.22	6.02
白色発泡スチロール類	t/年	8.03	9.85	10.56	12.19	13.08	9.94	10.30	12.53	4.97	4.88
布団・じゅうたん類	t/年	7.18	6.91	10.71	4.26	7.14	10.78	8.54	8.25	8.50	13.55
廃蛍光灯・電球等	t/年	3.33	2.45	3.19	2.82	2.35	1.87	1.81	1.99	1.92	1.77
廃乾電池	t/年	4.96	7.79	8.79	7.76	5.79	6.47	8.24	7.23	7.46	7.06
生ごみ堆肥化量	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
焼却処理によるスラグ・メタル	t/年	285.43	285.04	277.73	277.84	272.96	280.29	281.89	291.55	294.50	287.66
リサイクル率	%	33.50	32.80	32.70	31.80	30.90	28.90	27.30	25.20	24.80	24.70

リサイクル率=資源化量÷ごみ総排出量×100

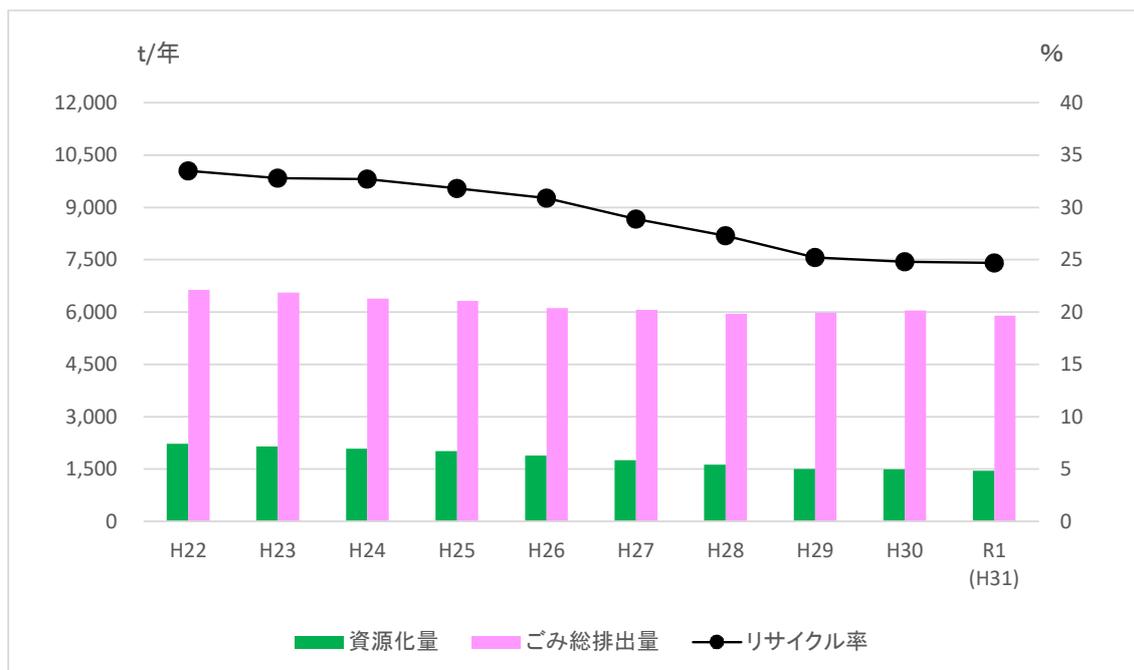


図4-5 資源化量及びリサイクル率の推移

5. 焼却処理の実績

西濃環境整備組合西濃環境保全センターにおける過去 10 年間の焼却処理の実績は、表 4-11 及び図 4-6 に示すとおりです。

可燃ごみ（生活系）は年々増加していますが、可燃ごみ（事業系）は変動しているため、焼却量は横ばいに推移しています。

表 4-11 西濃環境保全センター焼却実績

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
焼却量	t/年	4,603.67	4,597.38	4,479.52	4,481.29	4,402.50	4,520.83	4,546.62	4,702.37	4,749.93	4,639.62
生活系ごみ	t/年	3,348.59	3,349.26	3,388.13	3,470.10	3,457.49	3,519.01	3,603.00	3,639.49	3,656.01	3,363.79
可燃ごみ(生活系)	t/年	2,901.21	2,934.64	3,005.21	3,075.16	3,074.61	3,131.12	3,222.48	3,234.13	3,204.33	2,979.09
その他の可燃ごみ	t/年	393.28	362.34	343.65	351.66	345.64	353.30	343.33	361.07	355.57	317.63
可燃性粗大ごみ	t/年	54.10	52.28	39.27	43.28	37.24	34.59	37.19	44.29	96.11	67.07
事業系ごみ	t/年	1,255.08	1,248.12	1,091.39	1,011.19	945.01	1,001.82	943.62	1,062.88	1,093.92	1,275.83
可燃ごみ(事業系)	t/年	1,255.08	1,248.12	1,091.39	1,011.19	945.01	1,001.82	943.62	1,062.88	1,093.92	1,275.83
焼却処理によるスラグ・メタル(焼却量×6.2%)	t/年	285.43	285.04	277.73	277.84	272.96	280.29	281.89	291.55	294.50	287.66
焼却処理による最終処分量(焼却量×3.4%)	t/年	156.53	156.31	152.30	152.36	149.69	153.71	154.59	159.88	161.50	157.75

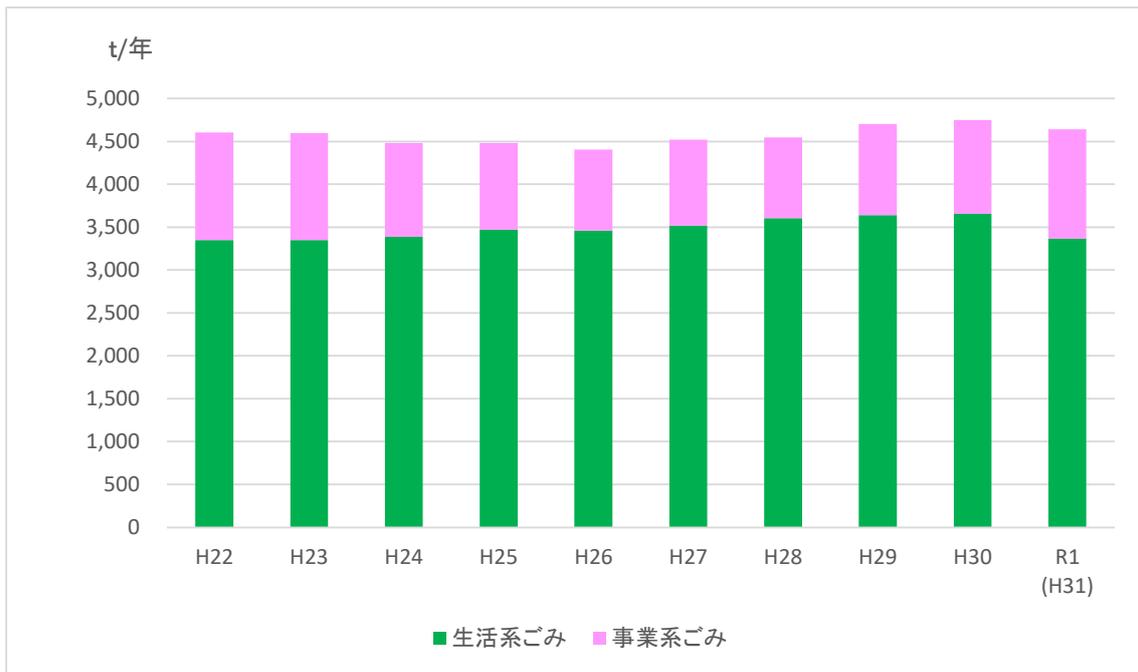


図 4-6 焼却量の推移

## 6. ごみの性状

過去5年間における西濃環境整備組合西濃環境保全センターに搬入される可燃物のごみ質分析結果は、表4-12に示すとおりです。

紙・布類が約4割と一番多くを占めており、次いでビニール・合成樹脂類が約3割を占めています。

表4-12 可燃ごみ質分析結果

項目		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
ごみの種類組成	紙・布類 (%)	49.6	40.9	38.1	40.8	48.2
	ビニール・合成樹脂類 (%)	28.1	31.3	29.5	29.6	29.9
	木・竹・わら類 (%)	7.1	14.3	7.9	9.6	7.7
	ちゅう芥類 (%)	8.8	7.8	12.2	8.1	8.6
	不燃物 (%)	1.5	1.6	4.2	3.9	1.0
	その他 (%)	4.9	4.1	8.1	8.0	4.6
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		159	115	184	147	141
ごみ三成分	水分 (%)	49.6	44.9	39.2	40.2	43.3
	灰分 (%)	8.0	8.0	12.0	13.7	6.2
	可燃分 (%)	42.4	47.1	48.8	46.1	50.5
低位発熱量 (kJ/kg)		6,740	7,738	8,213	7,680	8,420

7. 最終処分の実績

本町における過去10年間の最終処分量及び最終処分率の推移は、表4-13及び図4-7に示すとおりです。

最終処分量は横ばいに推移していますが、ごみ総排出量が年々減少しているため、最終処分率は年々増加しています。

表4-13 最終処分量及び最終処分率の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
最終処分量	t/年	247.55	250.01	248.86	261.81	246.83	254.69	243.72	249.84	272.04	252.41
不燃・粗大ごみ量	t/年	91.02	93.70	96.56	109.45	97.14	100.98	89.13	89.96	110.54	94.66
ガラス陶磁器等	t/年	81.66	78.18	82.09	99.00	83.97	82.71	77.71	74.89	93.75	88.19
不燃性粗大ごみ	t/年	9.36	15.52	14.47	10.45	13.17	18.27	11.42	15.07	16.79	6.47
焼却処理による最終処分量	t/年	156.53	156.31	152.30	152.36	149.69	153.71	154.59	159.88	161.50	157.75
最終処分率	%	3.73	3.81	3.90	4.14	4.04	4.20	4.09	4.17	4.50	4.28

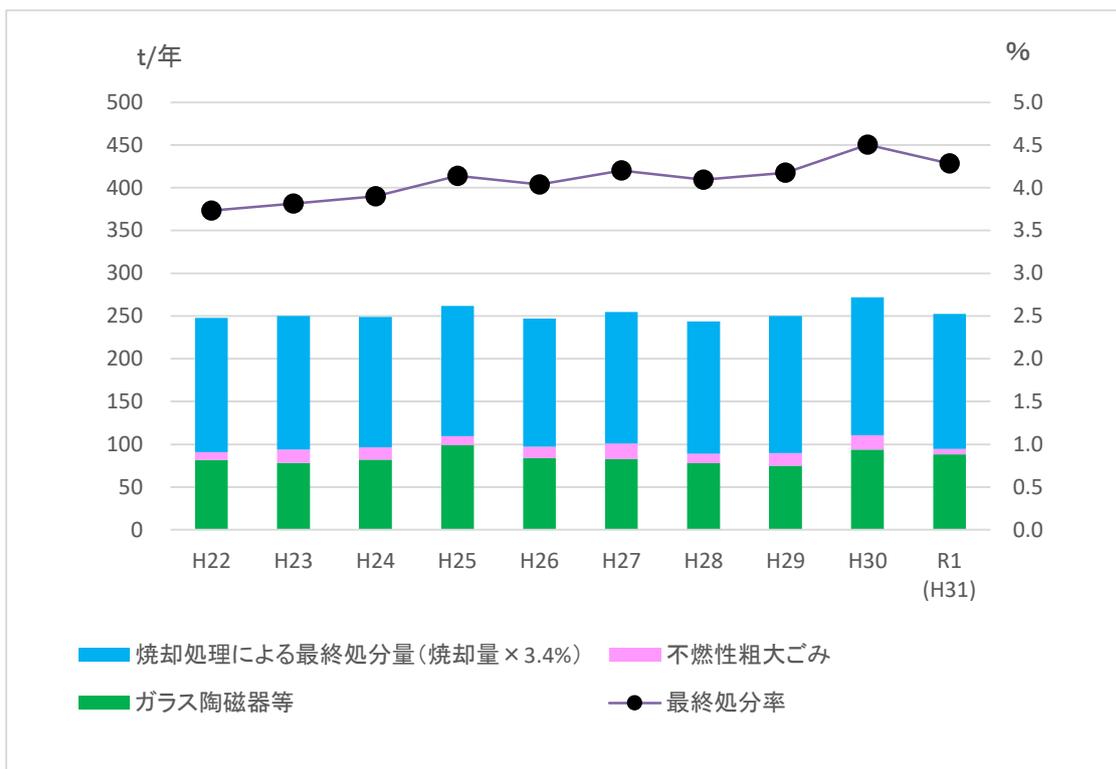


図4-7 最終処分量及び最終処分率の推移

## 8. 温室効果ガス排出量の状況

池田町内の廃棄物の中間処理施設における温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化対策実行計画（令和2年3月）」より抜粋しました。

平成30年度の燃料使用量及び温室効果ガス排出量は表4-14、年度別温室効果ガス排出量は図4-8に示すとおりです。

表4-14 廃棄物の中間処理施設における燃料使用量及び温室効果ガス排出量

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町クリーンセンター	718	2195.2	200	0	0	0	3,173	0	9,262
北部リサイクルセンター	932	0	60	0	13	0	9,022	0	6,429
南部リサイクルセンター	0	0	0	0	0	0	5	0	2
合計	1,650	2,195	260	0	13	0	12,200	0	15,693

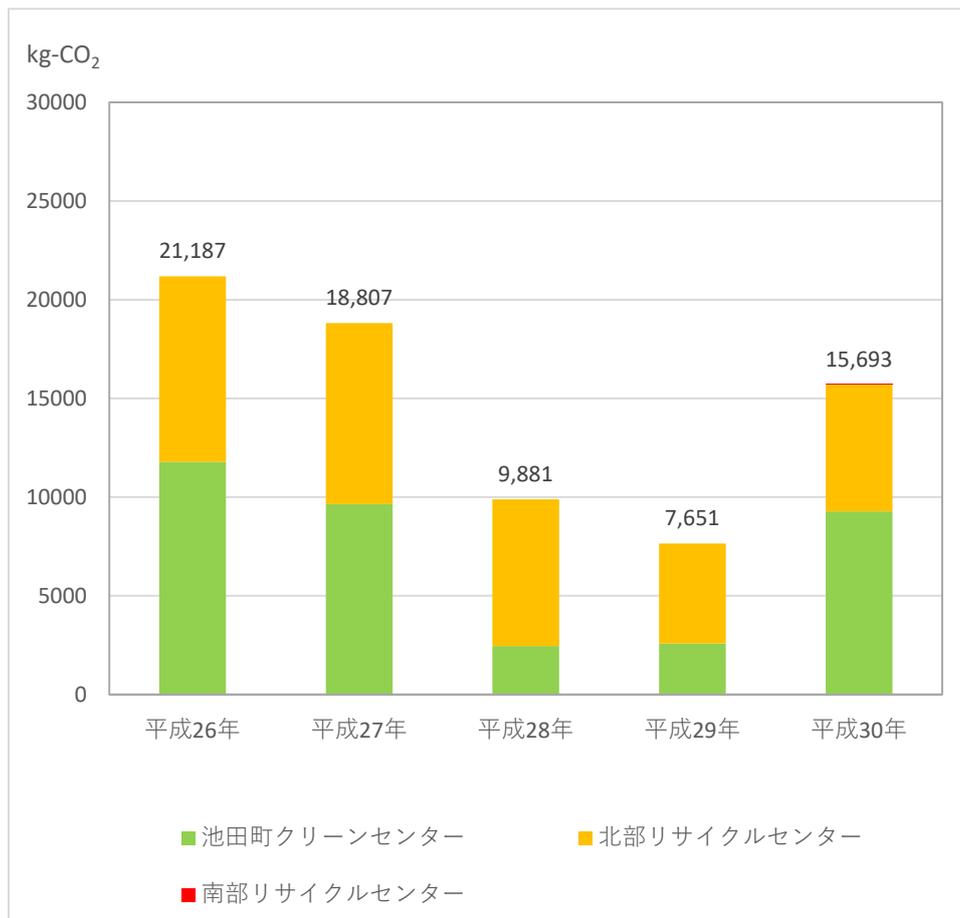


図4-8 年度別温室効果ガス排出量

## 9. ごみ処理の評価

本町における一般廃棄物処理システムについて、環境負荷を出来るだけ低減する「**循環型社会づくり**」という面から見た処理システムの水準、処理システムの「**費用対効果**」から評価及び住民に対する「**公共サービス**」という面から見た処理システムの水準の評価を行いました。

特に、「循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準」に係る評価軸については、循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率及び最終処分量）が設けられていること、廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）が設けられていることを考慮しました。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について、「岐阜県内の類似団体の平均値」および全国平均値を評価項目の基準値としました。

なお、基準値の算出は環境省が行っている「一般廃棄物処理事業実態調査（平成26年度～平成30年度実績）」よりデータを抽出しました。

(1) 廃棄物の発生 《 循環型社会づくり 》

岐阜県内で本町と同程度の人口の町（類似団体）との人口

あたりのごみ総排出量の比較は表4-15及び図4-9に示すとおりです。

本町における人口1人1日あたりごみ総排出量は、岐阜県内の類似団体の平均より下回っており、平成30年度における全国平均0.918kg/人・日を大きく下回っています。

$$\bigcirc \text{人口1人1日あたりごみ総排出量} = \text{ごみ総排出量} \div \text{人口} \div 365 \text{ or } 366 \times 1000$$

表4-15 人口1人1日あたりごみ総排出量の比較

(kg/人・日)

市町村名	人口	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県養老町	29,882	1.002	0.935	0.936	0.890	0.929
岐阜県垂井町	27,983	0.899	0.870	0.863	0.896	0.876
岐阜県神戸町	19,271	0.832	0.842	0.819	0.802	0.804
岐阜県安八町	14,966	0.765	0.839	0.789	0.844	0.858
岐阜県揖斐川町	21,996	0.740	0.795	0.752	0.785	0.809
岐阜県大野町	23,463	0.685	0.674	0.660	0.669	0.631
岐阜県池田町	24,670	0.682	0.687	0.681	0.705	0.700
岐阜県北方町	18,320	0.797	0.800	0.783	0.775	0.805
岐阜県御嵩町	18,193	0.712	0.714	0.700	0.692	0.703
平均	22,083	0.790	0.795	0.776	0.784	0.791
最大	29,882	1.002	0.935	0.936	0.896	0.929
最小	14,966	0.682	0.674	0.660	0.669	0.631
全国平均	-	0.947	0.939	0.925	0.920	0.918

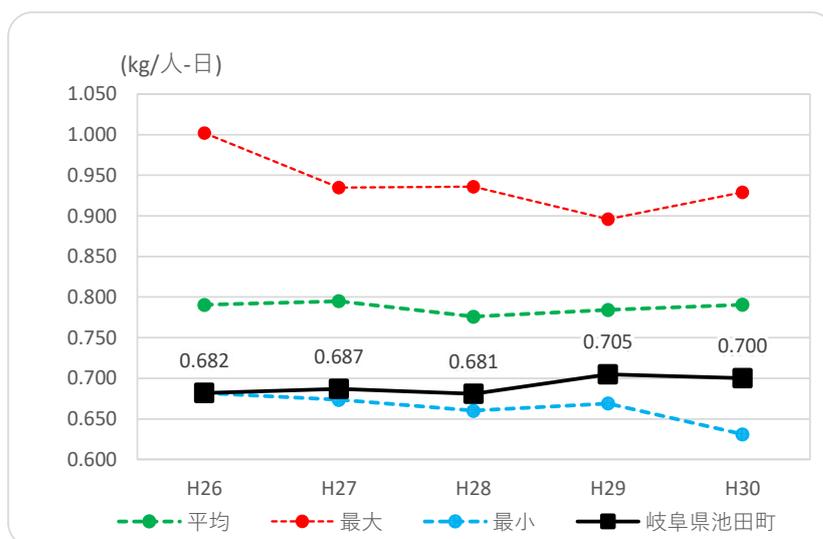


図4-9 人口1人1日あたりごみ総排出量の比較

(2) 廃棄物の再生利用 《 循環型社会づくり 》

本町における資源回収率は、岐阜県内の類似団体の平均より上回っており、また、平成30年度における全国平均19.9%と同程度です。

$$\text{○資源回収率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$$

表4-16 資源回収率の比較

市町村名	人口	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県養老町	29,882	16.8%	17.3%	16.4%	17.0%	15.4%
岐阜県垂井町	27,983	17.1%	17.1%	15.9%	15.6%	14.6%
岐阜県神戸町	19,271	14.6%	12.9%	13.4%	14.9%	15.4%
岐阜県安八町	14,966	16.8%	14.7%	14.3%	14.9%	15.2%
岐阜県揖斐川町	21,996	25.5%	23.5%	23.1%	24.0%	24.3%
岐阜県大野町	23,463	16.2%	13.6%	16.3%	12.5%	6.6%
岐阜県池田町	24,670	26.7%	24.5%	22.7%	20.6%	20.0%
岐阜県北方町	18,320	18.5%	17.3%	16.4%	17.6%	19.6%
岐阜県御嵩町	18,193	15.2%	16.6%	14.0%	13.9%	13.6%
平均	22,083	18.6%	17.5%	16.9%	16.8%	16.1%
最大	29,882	26.7%	24.5%	23.1%	24.0%	24.3%
最小	14,966	14.6%	12.9%	13.4%	12.5%	6.6%
全国平均	-	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%

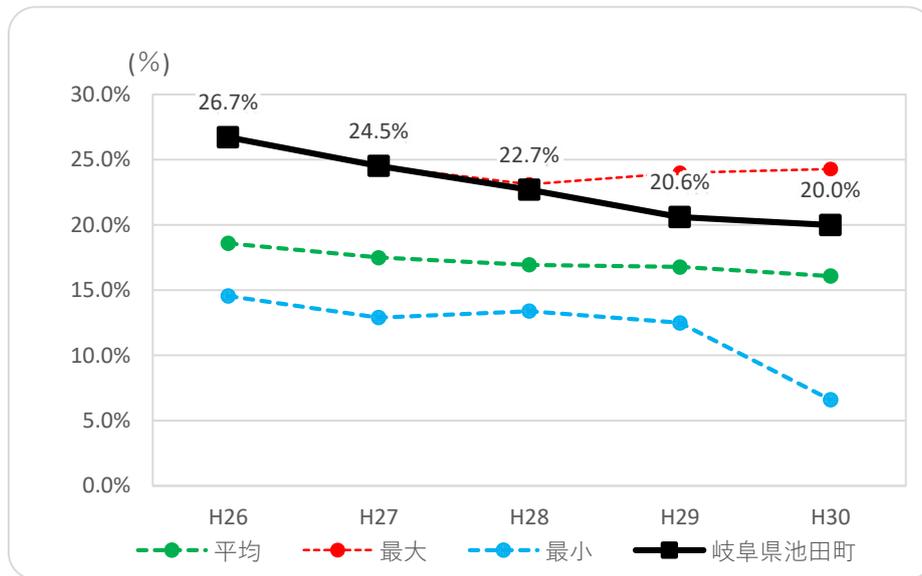


図4-10 資源回収率の比較

(3) 最終処分 《 循環型社会づくり 》

本町における廃棄物のうち最終処分されるものの割合（最終処分率）は、岐阜県内の類似団体の平均より下回っており、中間処理における減量が適切に実施されています。

○最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

表4-17 最終処分率の比較

市町村名	人口	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県養老町	29,882	16.0%	17.2%	16.2%	14.3%	15.5%
岐阜県垂井町	27,983	9.2%	9.8%	10.1%	9.1%	9.5%
岐阜県神戸町	19,271	9.6%	10.2%	8.9%	7.4%	8.4%
岐阜県安八町	14,966	6.7%	9.9%	5.9%	9.0%	6.9%
岐阜県揖斐川町	21,996	2.2%	2.5%	1.5%	2.3%	2.2%
岐阜県大野町	23,463	12.0%	13.2%	5.7%	3.6%	3.8%
岐阜県池田町	24,670	3.9%	4.2%	4.5%	3.7%	4.3%
岐阜県北方町	18,320	2.8%	3.1%	3.5%	3.2%	2.9%
岐阜県御嵩町	18,193	9.6%	9.7%	10.4%	10.4%	9.4%
平均	22,083	8.0%	8.9%	7.4%	7.0%	7.0%
最大	29,882	16.0%	17.2%	16.2%	14.3%	15.5%
最小	14,966	2.2%	2.5%	1.5%	2.3%	2.2%

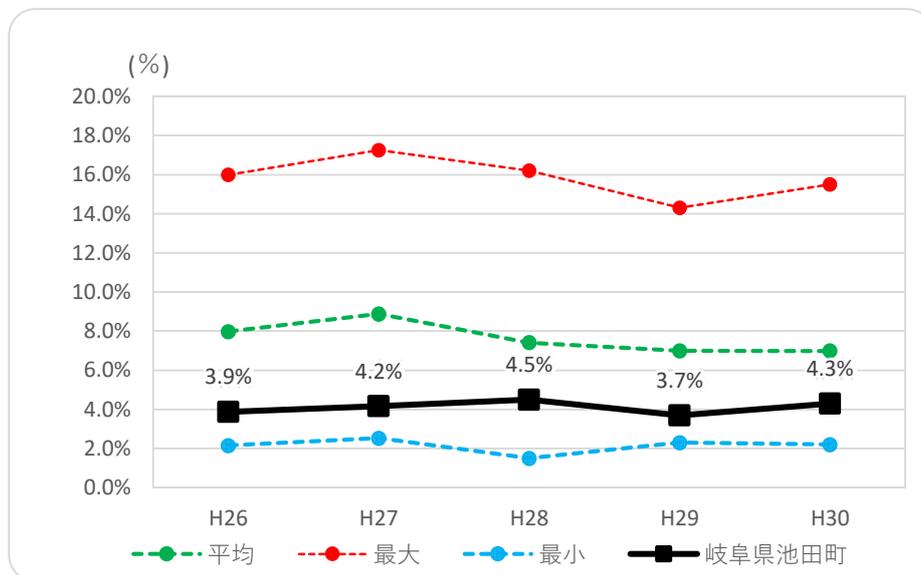


図4-11 最終処分率の比較

(4) 人口1人あたりの処理費用 《 経済性 》

本町における人口1人あたりの年間処理費用は、岐阜県内の類似団体の平均より下回っており、平成30年度における全国平均16,400円/人・年を大きく下回っています。

$$\text{○人口1人あたりの処理費用} = (\text{経常費用} - \text{経常収益}) \div \text{人口}$$

表4-18 人口1人あたりの処理費用の比較

(円/人・年)

市町村名	人口	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県養老町	29,882	20,327	18,679	19,676	20,535	16,915
岐阜県垂井町	27,983	14,601	12,622	15,833	16,189	16,217
岐阜県神戸町	19,271	10,320	10,207	9,911	9,881	8,784
岐阜県安八町	14,966	8,242	8,158	8,076	8,204	2,915
岐阜県揖斐川町	21,996	17,607	16,844	16,998	17,333	16,971
岐阜県大野町	23,463	10,190	10,200	10,088	10,072	8,398
岐阜県池田町	24,670	9,378	9,239	9,105	9,217	8,335
岐阜県北方町	18,320	12,919	12,796	12,175	11,791	10,114
岐阜県御嵩町	18,193	11,441	11,657	11,027	10,907	10,448
平均	22,083	12,780	12,267	12,543	12,681	11,011
最大	29,882	20,327	18,679	19,676	20,535	16,971
最小	14,966	8,242	8,158	8,076	8,204	2,915
全国平均	-	15,200	15,200	15,300	15,500	16,400

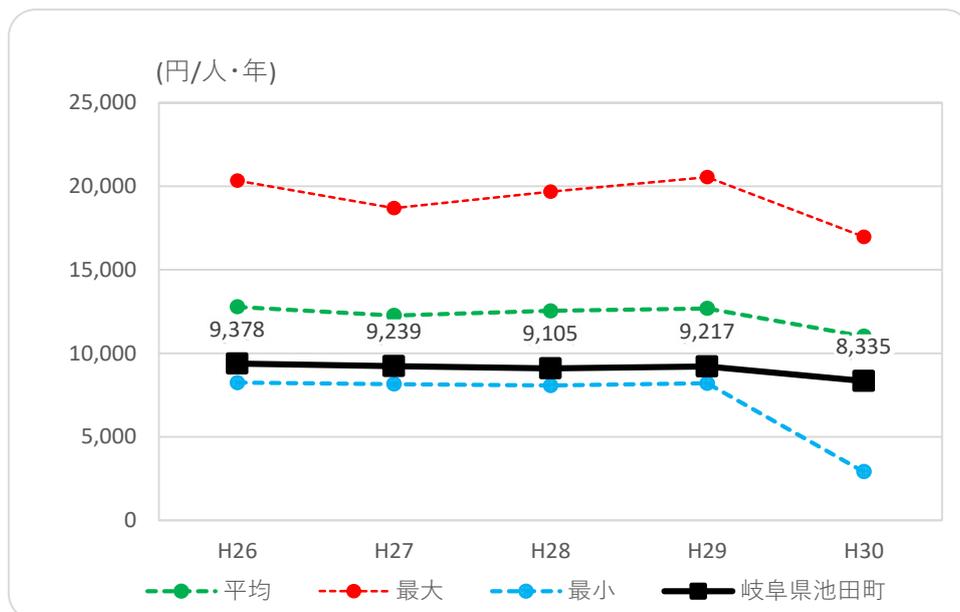


図4-12 人口1人あたりの処理費用の比較

（５）最終処分減量に要する費用 《 経済性 》

本町における最終処分減量に要する費用は、岐阜県内の類似団体の平均より下回っています。

- 最終処分減量に要する費用＝最終処分減量に要する総費用÷  
 （年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量－最終処分量）

表４－１９ 最終処分減量に要する費用の比較

(円/t)

市町村名	人口	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜県養老町	29,882	64,821	64,278	67,085	72,179	57,735
岐阜県垂井町	27,983	45,203	39,922	51,828	52,649	51,568
岐阜県神戸町	19,271	35,683	34,992	35,558	35,651	31,762
岐阜県安八町	14,966	30,017	27,954	29,106	28,548	9,337
岐阜県揖斐川町	21,996	65,663	58,431	62,755	61,678	58,541
岐阜県大野町	23,463	43,379	44,640	43,004	40,778	37,044
岐阜県池田町	24,670	36,289	35,695	36,551	35,487	32,220
岐阜県北方町	18,320	44,474	43,791	44,104	42,965	35,397
岐阜県御嵩町	18,193	47,892	48,430	47,322	47,281	44,229
平均	22,083	45,936	44,237	46,368	46,357	39,759
最大	29,882	65,663	64,278	67,085	72,179	58,541
最小	14,966	30,017	27,954	29,106	28,548	9,337

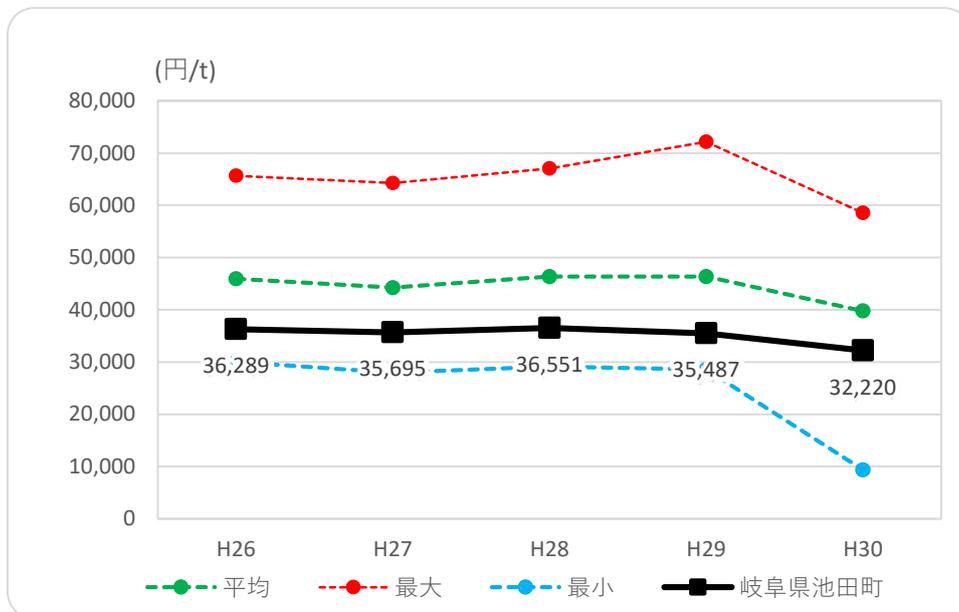


図 4－13 最終処分減量に要する費用の比較

## (6) 住民満足度指標 《 公共サービス 》

本町では、一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定の資料とすることを目的にアンケート調査を行いました。

アンケート調査結果は、資料1に示します。

調査期間	令和2年7月31日～令和2年8月31日
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上：500名
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和2年7月31日～令和2年8月31日
有効回答数（回収率）	253件（50.2%）

また、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（環境省・平成25年4月）に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度指標を算出し評価を行いました。

問6	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
問10	池田町の3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）への取り組みに満足していますか？
問11	ごみ処理や3Rの情報公開や提供に満足していますか？
問19	池田町の街の清潔さに満足していますか？

## ア 集計方法

- ① 「満足している」5点、「やや満足している」4点、「やや不満である」2点、「不満である」を1点として設問毎に平均得点を算出しました。「わからない」及び無回答は有効回答数に加えません。（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）平均得点が3.0点以上となれば、各設問の住民満足度は良好と判断できます。
- ② 設問毎に平均得点を算出します。（得点の合計÷有効回答者数）なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。
- ③ 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- ④ 「わからない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

イ 集計結果

アンケート調査の結果は、表4-20及び図4-14に示すとおりです。

調査の結果、4つの設問の平均得点（住民満足指標）による総合評価は4.0点となり、平均3点を大幅に上回り良好な結果でした。

しかしながら、情報公開は平均3.6点であり、「やや不満」及び「不満」の総回答数に対する割合が31.7%となっています。

また、取り組みの「わからない」及び「無回答」の総回答数に対する割合は21.7%、情報公開の「わからない」及び「無回答」の総回答数に対する割合は21.3%となっており、住民の認知度がやや低くなっています。

今後は、住民の皆様にとってより一層わかりやすいごみに関する情報の提供方法を検討する必要があると考えられます。

表4-20 住民満足度指標の算出結果

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	無回答	総回答数	有効回答数	得点	平均点
収集	148	48	23	8	12	14	253	227	986	4.3
取り組み	66	112	11	9	44	11	253	198	809	4.1
情報公開	54	82	51	12	40	14	253	199	712	3.6
清潔さ	56	144	24	4	17	8	253	228	908	4.0
総合評価										4.0

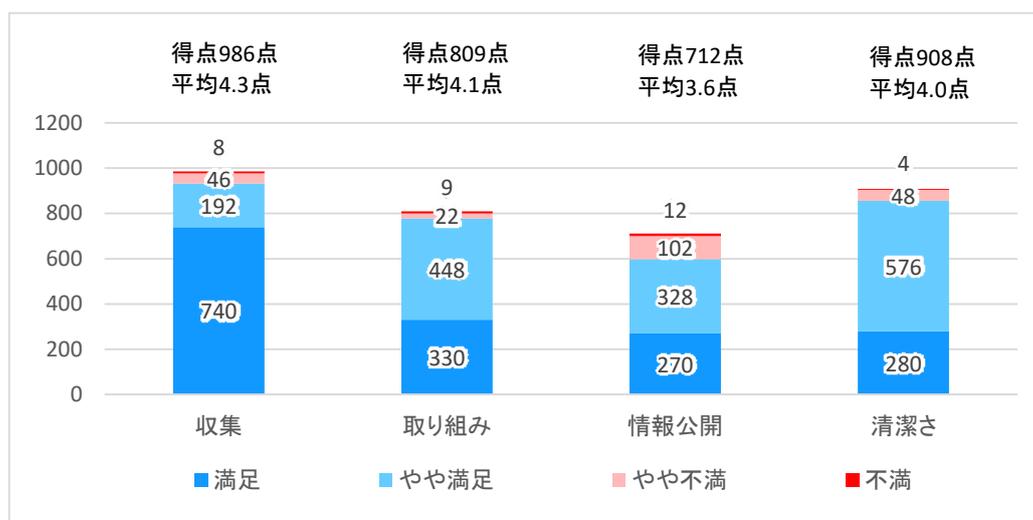


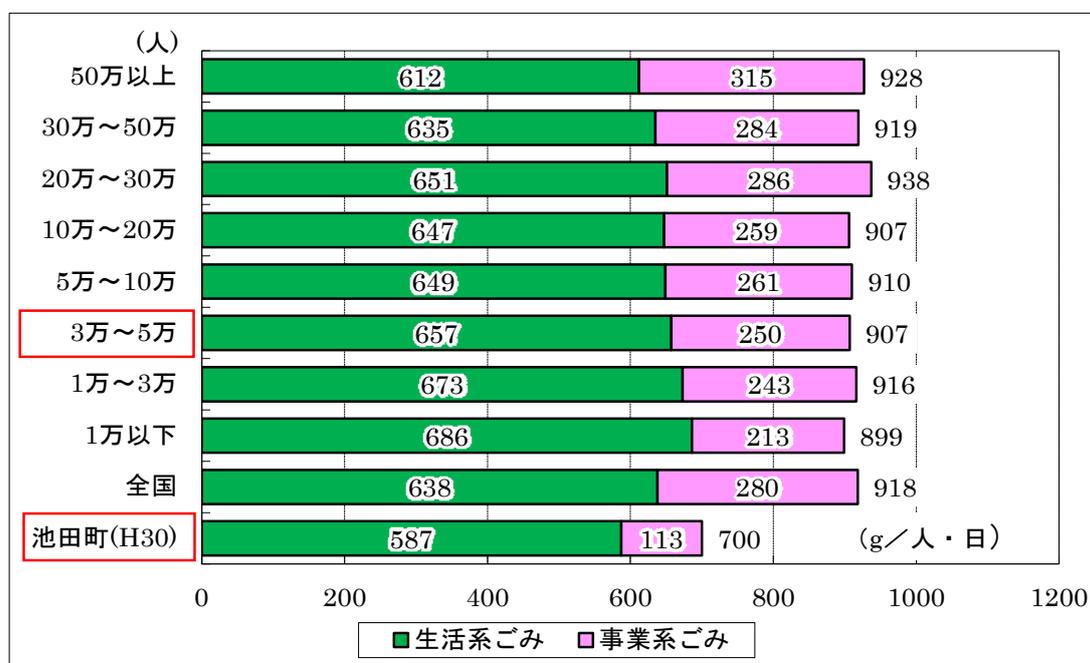
図4-14 住民満足度指標の算出結果

10. ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

本町の平成30年度における人口1人あたりごみ総排出量は700g/人・日となっており、人口規模1万～3万人の都市における地域の人口1人あたりごみ総排出量(916g/人・日：平成30年度実績)と比較すると、本町は23.6%少ない状況です。

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月策定)において、2025年度までに1人1日あたりのごみ排出量を850g/人・日を目指し、ごみの減量化を推進しています。本町は、国の目標よりすでに17.6%少ない状況ですが、引き続き発生・排出抑制に努める必要があります。



出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成30年度版」

図4-15 市町村の人口規模別1人1日あたりごみ総排出量(平成30年度実績)

表4-21 1人1日あたりのごみ排出量の指標

指標	2000年(基準年度)実績	2010年度実績	2025年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	1,185 g/人/日	976 g/人/日	850 g/人/日

資料：循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

（２）収集・運搬

本町の世帯数は増加傾向にあり、これに伴って設置されているごみステーションも増加が見込まれます。

ごみの収集に関するアンケート調査結果は図４－１６～図４－１８に示すとおりです。

調査結果によると、ごみステーションについては、「ステーションが遠い」、「ステーションが狭い」および「収集時間」に不満を持っているとの回答が多くなっています。

また、収集回数については、「プラマーク・その他不燃物（月１回）」や「その他不燃ごみ（月１回）」の収集回数に不便さを感じていると回答している人が多くなっています。

プラスチック製容器包装については、５割以上が「リサイクルセンター」に、４割以上が「プラマーク」に出している一方、３割以上が「その他の燃えるごみ」に、１割以上が「燃えるごみ」に出していると回答しており、可燃ごみ中のプラスチック製容器包装の削減の余地があると考えられます。

これらのことから、効率的なごみ収集の方法・体制を検討する必要があります。

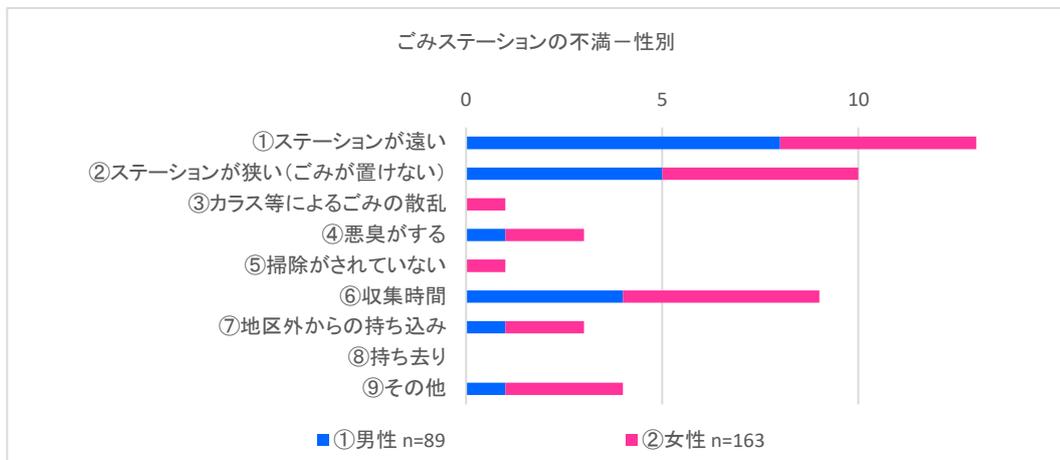


図４－１６ ごみステーションのどのような点が不満に思いますか？（複数回答可）

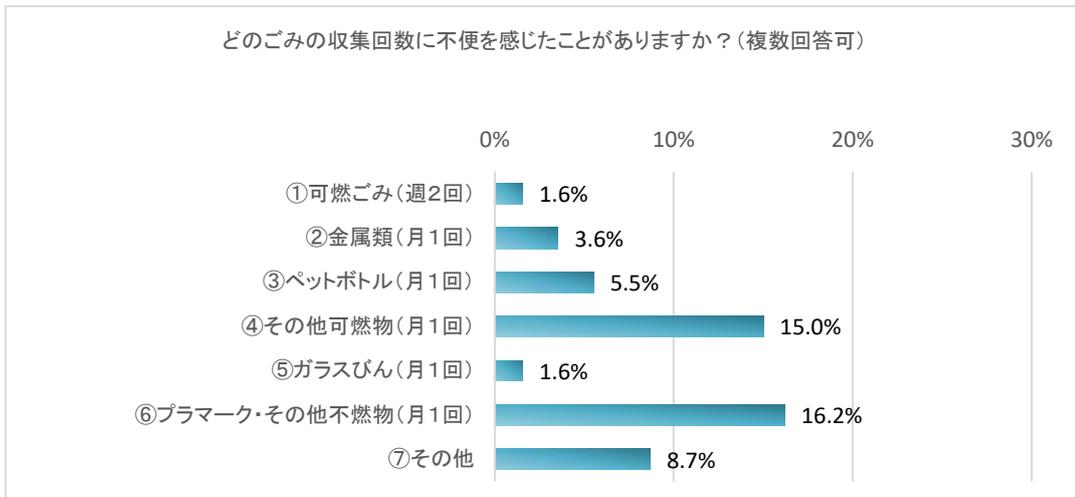


図4-17 どのごみの収集回数に不便を感じたことがありますか？（複数回答可）

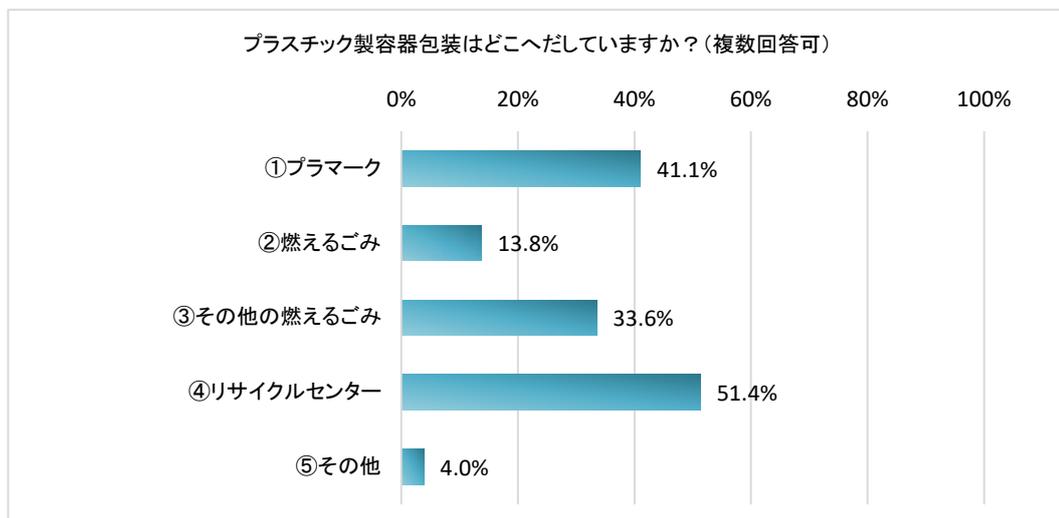


図4-18 プラスチック製容器包装はどこへ出していますか？（複数回答可）

### （3）中間処理

本町の可燃物を処理する西濃環境整備組合の施設（90t/24h×3 炉）は、平成27年度～平成29年度に延命化工事をしました。

また、粗大ごみ・その他の不燃物は、平成31年3月に新設された池田町南部リサイクルセンターにおいて解体・分別後、資源再生業者による処理と西濃環境整備組合の施設において焼却処理が行われています。

資源ごみは、池田町北部リサイクルセンター及び池田町南部リサイクルセンターに保管された後に資源再生業者によって資源化が行われています。

#### （４）最終処分

本町の可燃物を処理する西濃環境整備組合は、焼却飛灰、不燃物を埋立対象物とする一般廃棄物最終処分場を有しており、埋立期間は平成 28 年 4 月～令和 13 年 3 月の 15 年間です。

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、民間業者に委託処分しています。地域内処分の原則や、安定した最終処分場の確保等から、単独もしくは広域で最終処分場の建設を検討する必要があります。

#### （５）情報発信と具体的な行動

アンケート調査結果より、情報公開は平均 3.6 点であり、「わからない」及び「無回答」の総回答数に対する割合が、21.3%となっており、認知度がやや低くなっています。

本町では、ごみに関する情報は、ごみカレンダーの他、ホームページならびに広報に掲載をしていますが、住民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があると考えられます。

## 11. ごみ処理行政の動向

今日、環境保全是人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。以下、「循環基本法」という。）に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第四次循環基本計画では、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項としつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしています。

第四次循環基本計画では、この7つの方向性ごとに、将来像からバックキャスト的に、可能な限り具体的な数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割を記載し、国が実施すべき取組を具体的に記載されています。

今後、国は、この第四次循環基本計画に基づき、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

なお、循環型社会の形成は国の取組だけで実現するものではなく、国以外の主体に期待する役割を上述の7つの方向性ごとに記載しています。

地方公共団体は、地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められています。特に、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

第四次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割については、表4-2に示すとおりです。

表 4-22 (1) 地方公共団体に期待される役割

<p>② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</p>	<p>① 地域における循環資源、再生可能資源、ストック資源の状況の分析</p> <p>② 地域住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携する仕組みを構築し、地域の特性に応じた地域循環共生圏の仕組みづくりを主導</p>
<p>③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p>	<p>① 地域の中小事業者や NPO・NGO 等による 3R に関する取組、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援</p> <p>② 環境に配慮したグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供</p> <p>③ 自らも事業者として、また地域の環境保全と産業振興を促進する立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行</p> <p>④ 天然資源を利用せざるを得ない場合には採掘・輸送等の際の自然改変・エネルギー消費・環境負荷の少ない調達先を選択</p> <p>⑤ 家電リサイクル法における小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築</p> <p>⑥ プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出抑制に向けた周知、容器包装に係る分別収集</li> <li>・ 容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集の徹底</li> <li>・ 河川や海域への流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進等</li> </ul> <p>⑦ バイオマスの地域内での活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品ロス削減のための地域全体での取組の推進</li> <li>・ ほとんど再生利用が進んでいない生ごみ等の再生利用や熱回収の更なる推進</li> </ul> <p>⑧ 金属の再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収について住民への周知</li> <li>・ 住民の利便性の高い回収方法の提供</li> </ul> <p>⑨ 土石・建設材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事を中心に再生資材を優先的に利用するなど、建設資材のリサイクルをより一層の推進</li> </ul>

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画

表4-22(2) 地方公共団体に期待される役割

<p>④適正処理の更なる 推進と環境再生</p>	<p>①廃棄物の分別収集の徹底 ②一般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化 ③廃棄物会計の導入・公表 ④廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の更なる 推進 ⑤有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施 ⑥地域内の廃棄物処理事業者、リユース・リサイクル事業者の指 導・育成、排出事業者に対する排出事業者責任の徹底のための 指導 ⑦違法な廃棄物処理を行う者に対する指導 ⑧海洋ごみの回収処理及び河川や海域への流出防止のための陸域 も含めた流域単位での発生抑制対策 ⑨不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障 の除去 ⑩空家法に基づく空き家対策などの取組</p>
<p>⑤万全な災害廃棄物 処理体制の構築</p>	<p>①災害廃棄物処理計画の策定 ②一般廃棄物処理施設の早期強靱化 ③関係団体・他の地方公共団体・地方環境事務所等との連携体制 の構築 ④職員の研修・訓練などの事前の備えにより、多くの大規模災害 について地方公共団体レベルで一般廃棄物や産業廃棄物の処理 を適正に継続し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制 を構築</p>
<p>⑥適正な国際資源循 環体制の構築と循 環産業の海外展開 の推進</p>	<p>①2017年の改正廃棄物処理法に基づき雑品スクラップ等の有害 使用済機器の適正保管に関する対策を講じること ②地域の循環産業の海外展開を支援</p>
<p>⑦循環分野における 基盤整備</p>	<p>①廃棄物等に関する情報の収集 ②許認可情報の電子化の推進や電子manifestの普及 ③地域における環境教育・環境学習の場の提供</p>

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画